

私たちの未来のために 今、憲法を考えよう

～立憲主義に基づく論憲へ～

CDP 立憲民主党
The Constitutional
Democratic Party of Japan

国民主権

基本的人権
の尊重

平和主義

りっけんと語ろう！ 憲法対話集会

詳しくは
webへ
→



お問い合わせは 地域の立憲民主党へ

CDP
立憲民主党

立憲民主党 憲法調査会 政策パンフレット

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-12-4 ふじビルディング 3F
Tel 03-6811-2301(代表) URL <https://cdp-japan.jp>

立憲民主党



立憲民主党の基本的な考え方

関連記事

「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の三原則を評価し堅持します。

立憲主義に基づき国家権力を制約し、
国民の権利の拡大に寄与するための「立憲主義に基づく論憲」を進めます。

【政調】憲法調査会「憲法論議の指針」を策定

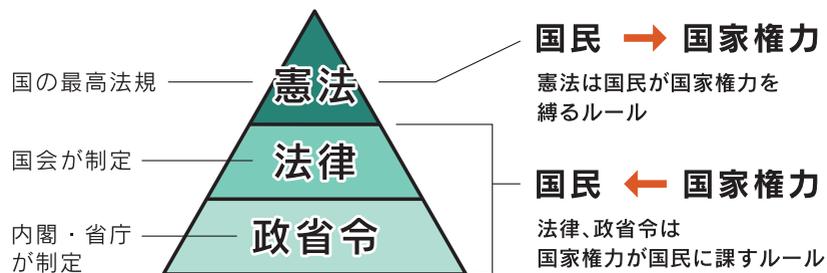


【政調】「立憲主義における論憲」について
党憲法調査会参加が講演

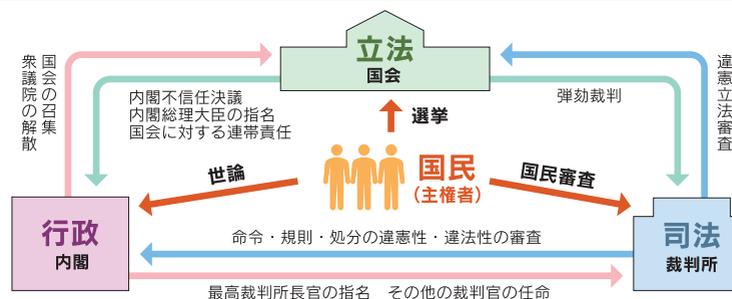


憲法とは

国家権力といえども
憲法に違反することはできません。



主権者＝国民が国家権力をチェックする
仕組みを憲法で決めました。



📖 憲法第98条1項【憲法は最高法規】

「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」

📖 憲法第99条【憲法尊重擁護義務を負うのは国家権力者側】

「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」

📖 憲法第41条【国会の地位・立法権】

📖 憲法第65条【行政権】

📖 憲法第76条【司法権】

憲法は、主権者である国民が自分の権利や自由を守るため、
国家権力の行使のあり方を決めたルールです。

憲法は、国家権力が国民の権利や自由を
侵害できないように制約を課すものです。

立憲民主党の論憲ポイント

1 立憲主義に基づき
権力を制約し、
国民の権利の拡大に
寄与するか。

2 少数者の権利保障という
立憲民主主義の
本質にかなっているか。

3 憲法の規定ぶりや、
規定がないことで、
具体的かつ不合理な
支障があるか。

4 法律ではなく
憲法を改正しないと
実現しないことか。

検討が必要なテーマは？

たとえば…

臨時国会の召集



憲法に規定があるのに、
野党が臨時国会の召集を求めても、
政府は開こうとしない！

📖 憲法第53条【臨時国会の召集】

内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

知る権利



憲法で知る権利が保障されているのに、
政府の虚偽報告や隠蔽(いんぺい)がまかり通っている。

📖 憲法第21条【表現の自由／知る権利】

(1)集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
(2)検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

衆議院解散権



与党が選挙に勝てそうな都合のよいタイミングで
衆議院を解散している。

📖 憲法第69条【衆議院の内閣不信任】 📖 憲法第7条【天皇の国事行為】

国政調査権



せっかく憲法に国会が国政に関する事柄について
調査することができる国政調査権が規定されているのに、
与党が合意しないと発動できないので、あまり使えない。

📖 憲法第62条【議院の国政調査権】

両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

地方自治



コロナ対策も自治体が実際は動いている。
もっと地方の権限を強化して、住民の声を反映してもらいたい。

📖 憲法第92条【地方自治の基本原則】

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

立憲民主党が考える

自民党改憲4項目の

ここがおかしい！

1 今の9条に 自衛隊の規定を 追加しても 今とあまり変わらない？

- ➔ 自衛隊の規定を単に加えると、まったく違う憲法になります。「後法は前法に優越する」ので今の9条1項2項は効力がなくなります。
- ➔ 違憲の法律を、後付けの改憲で合憲とすることを許したら憲法の趣旨を損ないます。

2 緊急事態対応の 規定を 新設しないと 対応できない？

- ➔ いいえ。
今の法律でも緊急事態での対応は可能です。
- ➔ 政府に無制限に権力を与えることを認めてしまえば、憲法の意味がなくなります。

3 当時の自民党が 法律で無理やり決めた 合区を 今度は憲法で解消する？

- ➔ 2015年、4県だけを合区にする法案を強行に成立させたのは自民党。
- ➔ それを憲法改正して合区解消というのは筋が通りません。

4 憲法改正して 教育の無償化を 実現？

- ➔ 立憲民主党も教育の無償化実現を目指しています。
- ➔ 国際人権規約A規約13条2(b)及び(c)の留保を撤回したので、政府は中等教育及び高等教育の漸進的無償化を実現する法的義務を負っています。
- ➔ 憲法を改正しなくても教育の無償化は実現できます。

あなたはどちらを選ぶ？

一緒に憲法について考えてみて、いかがでしたか？

憲法は国民一人ひとりの権利や自由を守るものです。

みんなが憲法に対する理解を深め、意見を出し合うことが

日本の未来を作っていきます。

みんなで憲法を議論しましょう。

現行憲法

表現の自由
集会結社の自由
国民の権利・自由の確保
国民主権
自由
民主主義
多様性
権力の監視

人権
平和
公権力抑制
個人の尊厳
草の根 共生

権力肥大
強制
国民の権利の制限
国民を監視
国民の義務の拡大
不当介入
不自由
検閲 徴兵 萎縮
独裁
公権力乱用
付度 自己責任